

令和元年11月22日
【復興庁】

【概要書】

東日本大震災からの復興の状況に関する
報告
(令和元年11月)

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

東日本大震災からの復興の状況に関する報告(概要)

〔令和元年11月22日
閣議決定〕

- 本報告は、東日本大震災復興基本法に基づき、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を報告するものである。
※今回は、平成30年10月～令和元年9月を中心に取りまとめ。
- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月閣議決定、平成31年3月閣議決定)のフォローアップを兼ねる。

I 復興の現状

- 地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はおおむね終了、産業・生業の再生も着実に進展。復興は「総仕上げ」に向けて着実に進展している。
- 福島原子力災害被災地域においては、平成31年4月までに、帰還困難区域を除き、ほとんどの地域の避難指示が解除。福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。
- 一方で、復興の進展に伴い、地域や個人からのニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援に取り組んでいる。

1 避難者の状況

- 避難者数は約4万9千人に減少。仮設住宅等への入居者数も減少し、恒久住宅への移転が進んでいる。

※避難者数

約47万人(発災3日目) → 約4万9千人(令和元年10月)

※仮設住宅等への入居状況

9,204戸(平成30年9月) → 3,885戸(令和元年9月)

2 地域づくり

- 公共インフラの復旧・復興、高台移転や災害公営住宅などの住まいの再建は着実に進展している。

※高台移転と災害公営住宅は、99%が完成(令和元年6月末時点)

3 産業・雇用

- 被災3県の企業活動は、おおむね震災前の水準に回復している。
- グループ補助金交付先企業の4割以上が、震災前の売上水準以上に回復。業種別では、建設業では約7割が回復している一方、水産・食品加工業では約3割にとどまる。
- ※福島県の沿岸で行われる漁業の「試験的操業・販売」による水揚量は、震災前の15%にとどまっている。
- 被災3県の有効求人倍率は1倍以上。雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では震災前の水準まで回復していない地域もある。

4 原子力災害からの復興

- 平成31年4月10日に大熊町において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された。この結果、双葉町を除いた10市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示が解除され、住民の帰還実現に向け、生活環境の整備や産業・生業の再生を進めている。

Ⅱ 復興の取組

○ 政府は、平成28年度から令和2年度までを「復興・創生期間」と位置付け、以下の取組を進めている。

1 被災地共通の主要課題への対応

○被災者支援

被災者の心身のケア、コミュニティ形成の支援、生きがいづくりのための「心の復興」、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援等、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいる。

○住まいとまちの復興

医療・介護の提供、学校の再建、新たなまちでの交通網の形成等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備する。復興道路・復興支援道路の路線全長570kmの全区間が、復興・創生期間内の令和2年度までに全線開通する見通し。

○産業・生業の再生

仮設店舗から本設店舗への移行、商店街の再建への支援等を通じたまちのにぎわいの再生や、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた取組等を支援してきた。引き続き被災地域の状況に応じて、被災施設の復旧や企業立地の支援等に関して必要な対応を行いながら、風評被害等の影響が大きい観光業や売上げの回復が遅れがみられる水産加工業等の業種を中心に、創造的な産業復興を進めていく。

○「新しい東北」の創造に向けて

「新しい東北」の創造に向け、官民連携を推進し、被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開、情報発信の強化等を進めている。

3 復興の姿と震災の記憶・教訓

○「復興五輪」と位置付けられた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やラグビーワールドカップ2019の開催を通じて、復興の姿を世界へ発信するため、被災地と連携し、被災地での聖火リレーの実施、競技の開催、被災地産食材の提供等に向けた取組を進める。また、平成31年2月より、復興大臣等が在京大使館を訪問し、関係者と意見交換するなどして、復興情報等の海外発信に資する「復興五輪」海外発信プロジェクトを実施している。

○復興の進捗状況についての情報発信や、国営追悼・祈念施設の整備、復興全般にわたる取組の集約・総括、防災教育の更なる充実に向けた取組を進めていく。

2 原子力災害からの復興・再生

○廃炉・汚染水対策について、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、安全かつ着実に進めていく。また、令和3年度までの帰還困難区域を除く除去土壌等のおおむね搬入完了に向けた中間貯蔵施設の用地取得・除去土壌等の輸送、最終処分に向けた減容・再生利用を進めている。

○避難指示が解除された地域において、住民の帰還促進に向け、人材確保を含めた産業・生業の再生や医療・介護・福祉施設の整備等生活環境の整備に取り組む。

○帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、特定復興再生拠点区域について、6町村の計画を認定し、除染、インフラ整備等を進めている。双葉町、大熊町、富岡町については、令和元年度末までのJR常磐線の全線開通時に、駅周辺等の先行的な避難指示解除を目指している。

○福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）等の拠点整備や、環境・リサイクル分野、水素や再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化、産業集積、人材育成、生活環境整備等に取り組んでいる。また、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」について、原子力災害からの福島復興再生協議会等での検討を重ね、令和元年初に公表することとした。加えて、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を設置し、国際教育研究拠点整備・人材育成のあり方について検討を進めている。

○「福島相双復興官民合同チーム」による個別訪問等により、事業者の事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築、営農再開を進めていく。

※きのこ等について23品目で出荷が制限されていること等を踏まえ、森林整備やきのこ等の産地再生が重要な課題となっている。

○「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に沿って、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の観点から、効果的な情報発信を行うとともに、学校での放射線副読本の活用の促進等に取り組んでいる。